

広島県告示第百五十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和六年二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
小歌島地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号から四号までを平成十六年九月二日広島県告示第百二十九号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿つて結んだ線、標柱四号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱二号は告示で指定した土地に存する標柱二号と三号を結んだ線上に存するものとする。

また、標柱三号及び四号は告示で指定した土地に存する標柱二号及び一号と同一とする。

尾道市	郡市・区					
向島町	町					
	大字					
	字	岡島				
	地番	八六四番一	八四二番一	八四三番二	八五九番一	八六三番一
	標柱番号	標柱一号	標柱二号及び三号	標柱四号	標柱五号	標柱六号